

【見本】

道路占用廃止届

江東区長 殿

提出日をご記入ください。

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名
連絡先

必要事項をご記入ください。

以下の占有を廃止したので、江東区道路占有規則第14条第3号の規定により届け出ます。

占有物件	足場・仮囲い
占有場所 (住居表示)	江東区 ○丁目○番地○号
占有許可年月日	① 年 月 日
占有許可番号	② 第 号
占有の期間	③ 年 月 日 から 年 月 日 まで
廃止年月日	④ 年 月 日
廃止の理由	解体工事が終了したため。

※占有物件を撤去したことが確認できる写真を添付してください。

※電子申請をご利用の場合は、下記URLのページから届出してください。
<https://logofom.jp/f/uXoxG>

※廃止年月日は占有期間内の日付をご記入ください。

道路占用許可書

申請者

様

令和 年 月 日付けで申請のあった道路占用については、道路法第32条の規定により、下記のとおり許可します。

① 令和 年 月 日

江東区長 大久保 朋 果

記

1. 占用目的
2. 占用場所
3. 占用物件及び数量

4. 道路の復旧方法 別紙、申請書のとおり
5. 占用物件の構造 別紙、申請書のとおり
6. 工事実施の方法 別紙、申請書のとおり

③ 7. 占用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

8. 工事期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

9. 占用料 ¥ 円

10. 条件 別添記載のとおり

この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。